インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、 学校保健安全法施行規則第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間(**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**)は登校することができません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、お子様が回復し登校する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、学校へ提出してください。

インフルエンザ経過報告書

- •	70±±10-				427	IH.	71(A)		~~			_
1	児童生徒名:	3	玍	1	組	柏	太郎	((里)).	abla)

- 2. 診断名:インフルエンザ((A)· B · 疑い等)※いずれかに○をつけてください。
- 3. 受診した医療機関名: **かしわシティクリニック**
- 4. 受診日: 令和 元 年 12 月 4 日
- 5. インフルエンザ発症後の経過
- (1)発症から5日を経過した日 ※発症日(0日目)は医師の指示のもと記入してください

発症日=0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12月 3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日
	登校可能					

(2)解熱から2日を経過した日 ※解熱日(0日目)は平熱に戻った日です

解熱日=0日目	1日目	2日目	3日目
12月 7日	12月8日	12月9日	12月10日
	出席停止		登校可能

(3) 登校可能日(再開)日:<u>令和 元 年 **12** 月 **10** 日</u>

※(1)(2)のうちの遅い方が登校可能日です

6. 特記事項(他の感染症の併発など): 溶連菌感染症

上記のとおり報告します。

<u>令和 元 年 12 月 10 日</u>

保護者氏名 **柏 市郎**

稻)

柏市教育委員会

学校確認欄	担任確認欄	養護教諭確認欄